

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	8-1
処分の種類	特定建築物の維持管理方法等の改善命令等			
根拠法令条例等・条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条			
処分の概要	特定建築物について、環境衛生上著しく不適當な点があった場合、所有者等に対して維持管理方法等の改善命令、又は使用停止、制限を行う。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	・ 特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、当該特定建築物内の人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適當な事態が存すると認めるとき。			
基準の制定根拠	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)			